

## 警察情報セキュリティに関する規程

平成19年11月30日

警察本部訓令第40号

警察本部長

警察情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

### 警察情報セキュリティに関する規程

警察情報セキュリティに関する管理、運営規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察における情報セキュリティを維持するため、警察情報システム及び管理対象情報に関しての体系的かつ網羅的な管理の基準並びにそれを組織的に実施するための基本的事項について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報の処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報を利用する権限を有する者が必要なときに当該情報を利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 埼玉県警察が設置する情報システム（警察庁若しくは他の都道府県警察又は埼玉県の情報システムであって、埼玉県警察の情報システムと接続されているものを含む。）をいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
  - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であって、その内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
  - イ 警察情報システムから出力された情報
  - ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって、埼玉県警察職員が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ委員会)

第3条 警察情報システム、管理対象情報その他警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、埼玉県警察に情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成等に関し必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティ管理者の責務)

第4条 埼玉県警察に情報セキュリティ管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、埼玉県警察における情報セキュリティに係る事務を統括するものとする。

(総務部情報管理課長の責務)

第5条 総務部情報管理課長は、情報セキュリティ管理者を補佐するものとする。

(運用管理者の責務)

第6条 各所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 運用管理者は、所属における警察情報システムの運用に関し、情報セキュリティの維持及び管理対象情報の適正な取扱いを確保するために必要な事務を処理するものとする。

3 運用管理者は、職員に対して警察情報セキュリティポリシーに係る教養を受講させなければならない。

4 運用管理者は、別に定める埼玉県警察CSIRTに属する職員に、必要な教養を受講させなければならない。

5 運用管理者は、職員に対する教養の実施状況について、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

(職員の責務)

第7条 警察職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。)は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第8条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、別に定める。

( 監査 )

第9条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を統括するものとする。

2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

( 細目的事項 )

第10条 この訓令の施行に関し必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 ( 平成26年3月27日警察本部訓令第23号 )

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 ( 平成30年3月28日警察本部訓令第9号 )

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 ( 平成31年3月18日警察本部訓令第9号 )

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 ( 令和2年3月31日警察本部訓令第13号 )

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。